

早期発見に役立つ12のサイン

サイン
3

部屋の中に衣類、おむつ、 食べかけの食事、食べ残しが散乱

(世話の放棄・放任、心理的虐待)



定義

家の中で高齢者の部屋だけが、衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しなどで散乱していて不衛生、異臭が漂っている場合などは、高齢者が家族に無視されていたり、放置され、必要な介護を受けていなかったりする可能性があります。関心を向けられずに、物置や離れのようなところに生活していることもあります。

解説

不衛生な環境は世話の放棄・放任のサインとして受け止めます。食事の用意がなかったり、寝具や衣類がぬれたり汚れたままであったり、暖房や冷房がないまま放置されている可能性もあります。高齢者本人は、世話をしてもらっている弱みから家族には何も言えない状態で、あきらめて生活している様子が伺えます。高齢者が関心を寄せられずに、継続的に無視し続けられることは心理的虐待です。

このような状況を知られたくないために、家族は第三者が家庭に入るのを拒否する場合があります。

環境の改善だけに目が向けられがちですが、高齢者の生活状況について具体的に確認し、栄養状態や皮膚の状態、発熱の有無など身体状況についても観察することが大切です。

高齢者本人に、食事の内容や家族のかかわり方について確認しても、家族の前ではなかなか本当のことを話すことができません。

不衛生な環境が高齢者自身によって引き起こされている場合では、高齢者の収集癖やうつ病、認知症などの精神疾患のために、片付けられない状況となっていることがあります。症状によっては診断、治療を家族に勧めることも必要です。

外で食事するときに、 一気に食べてしまう

(世話の放棄・放任)



定義

食事は栄養を摂取するという以外に、高齢者にとっては楽しみの一つでもあります。日ごろのやりとりでは気が付かなくても、敬老会や食事会、デイサービスなど、高齢者が外へ出かけたときに、ごはんのお代わりをしたり、他の人の分まで食べたがったりするの気付くことがあります。このように外で一気に食べる様子は、家庭で十分な食事が用意されていない可能性があり、世話の放棄・放任が疑われます。

解説

自分で食事を準備したり、食べたりできない高齢者に、食の確保がされない状況は、介護の放棄として認識します。このような介護の放棄が長期に及べば、本人の体調や病気が悪化し、生命の危険性も懸念されます。ホームヘルパーが訪問するまで何も食べていなかったり、食事を作ろうと思って冷蔵庫を開けると食材料が入っていなかったり、わざわざ手の届かない所に食事が置いてあるということもあります。

このようなときには、具体的に、高齢者にどのような食事をどれぐらい食べているのか聞いてみます。介護者から、「本人が食べたくないと言ったから無理に食べさせない」と言われる場合もありますし、高齢者が「何も食べさせてもらっていない」と訴えても、認知症の症状ということもあります。そのため、それぞれ別々に質問してみることも必要です。以前に比べてやせてきたと感じたときには、デイサービスなどを利用していけば、体重の変化を確認すると客観的な事実が分かります。食事を確保するとともに顔の表情や皮膚の乾燥、尿の出る回数や排便の様子などについても聞くと参考になるでしょう。

担当者カンファレンスなどで、家族に高齢者の食事の様子を伝えるときには、高齢者本人に批判が向かないように配慮が必要です。

サイン
5

必要な薬を飲んでいない 服薬の介助をしていない

（世話の放棄・放任）

定義

高齢者の中には、持病があって常に薬を服用していないといけない方も少なくはありません。しかし、家族など介護者が高齢者の健康に関心がなく、必要な薬が切れたままで放置して、薬の服用を中止してしまうことがあります。そんな場合には、病気が悪化してしまいますし、人命にもつながりかねない虐待の一つで、世話の放棄・放任に当たります。



解説

高齢者は、高血圧症や糖尿病、心不全や脳卒中など、いくつもの病気を患っていることが多く、常時、降圧剤をはじめとした薬の服用が必要となります。特に、高齢者が認知症の場合は、本人だけでは服薬ができないわけですから、介護者に対する服薬指導が大切です。

日ごろから主治医や医療機関だけではなく、サービス提供事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめとする関係者などが、高齢者が服用している薬を把握し、気を配っておくことが重要です。

介護者が、医療機関の受診が面倒だとして受診させていなかったり、「少しくらい薬を飲まなくても大丈夫だろう」などと高をくくって、受診して薬を処方してもらっていても服用させないことがあります。

このような場合には、薬を飲んでいない理由についてよく確かめながら、対応について考えなければなりません。薬を飲まないことで、体調や精神症状などの変化や気になる症状はないかどうか観察して、受診を勧めたり、必要な薬を飲ませるように働きかける必要があります。それでも改善されない場合には、市区町村に相談しましょう。

サイン
6

強い無力感、抑うつ、あきらめ、 投げやりな態度が見られる

(心理的虐待)

定義

高齢者の気持ちを解きほぐそうとして話しかけても、表情が乏しく、強い無力感やあきらめ、投げやりな態度などが見られます。このようなときには、家族から暴言、罵倒など言葉による暴力を受けたり、存在を無視されたりして、高齢者の心が傷ついている心理的虐待のサインとして受け止めます。

解説

介護を要する高齢者は、いろいろな人の力を借りて生活せざるを得ないため、家族の中でも介護する立場と介護される立場という力の関係になりがちです。介護期間が長くなり、介護者の疲労やストレスが蓄積すると、立場の弱い高齢者に攻撃が向けられる可能性があります。言葉で表現できない状況下で示される高齢者の態度を、気持ちの表現・心の叫びとしてキャッチすることが必要です。

こうしたケースでは、高齢者の性格や、家族の関係、表情や態度が変化した原因やきっかけの有無、他に虐待行為がないかどうかなどについて、本人に事実を聞き取るようにします。家族がいないときの様子についても確認します。そして折に触れ、高齢者に対して「あなたのことを心配している」というメッセージを送り続けます。

心理的に追い込まれ、うつ病など精神疾患の症状が強い場合には、受診することが大切です。自傷行為や自殺などに及ぶこともあるため、注意が必要です。

心理的虐待は、身体的虐待のように緊急的に扱われることは少ないのですが、本人の様子を見守り、介護保険サービスの利用などを通して心のケアを継続していくことが望まれます。あわせて、介護者の心のケアも必要であることはいまでもありません。



サイン
7

落ち着きがなく、動き回ったり 異常によくおしゃべりする

(心理的虐待)



定義

高齢者本人に落ち着きがなく、しきりに何かを訴えようとしていたり、多動であるような状況は、認知症の人に限らず、心理的な訴えとして表現しているものと思われます。家族など介護者による不適切な言動や対応によって、心理的に不安定になっているような場合に多く見られることから、心理的虐待、あるいは言葉による暴力などを受けている可能性があると考えする必要があります。

解説

高齢者自身が、心理的に落ち着かない状態は、客観的に外部的要因なのか、内部的要因なのかを見極めなければなりません。中には、便秘や痛みなど身体的な不調を訴えている場合もあり、状態を観察して医療につなぐ必要があることがあります。しかし、明らかに

言葉による暴力、態度による無視など何らかの虐待や人権侵害の事実に基づき、不安定になっているような場合には、積極的な支援が必要になります。

自傷行為や体の揺すり、指しゃぶり、かみつきの、いわゆる不定愁訴のような何度も同じ訴えを繰り返し、言葉の連続などの落ち着きのない状態を意味します。あるいは、場合によってはオーバーな表現なども該当することがあります。

このような心理的虐待の特徴と思われる兆候を示している認知症の高齢者などに会った場合、具体的には、落ち着ける条件を個別に検討することが必要です。それが不十分ですと、心理的虐待を防ぐことができませんし、どのように対応することが虐待を予防することになるのかを助言することもできません。また、そのことが原因であるかどうかも含めて、日常の状態の観察が大切であり、その人らしく、落ち着いた状態で日常生活を送れるように支援を考えます。サインがすべてを物語っているわけではないので、情報を広く集めることが重要になってきます。

「年金を取り上げられた」と 高齢者が訴える

(経済的虐待)



定義

高齢者本人が、「家族に年金を取り上げられた」と訴えることがあります。事実関係は、外部からでは計り知れないことが多く、経済的な虐待であるかどうかの見極めは大変難しい問題です。しかし、生活に困らない程度の年金が支払われているにもかかわらず、本人は着の身着のままというような身なりをしていたり、実際に現金をほとんど持っていない、あるいは管理する能力がないからという理由で一方的に家族が通帳を管理したり、勝手に財産を処分したりする場合には、経済的虐待の可能性が高いと言えます。

解説

経済的虐待は、外部の人には大変見えにくい構造を持っています。特に、本人の年金を家族の生活費として使っているような場合、即座に経済的虐待とは決め付けられません。明らかに、本人の意思を無視した現金の取扱いや、通帳の管理、財産の処分などは経済的虐待に当たりますが、生活費の一部として年金を使っているような場合は、判断に困ることが多く、十分な年金があるにもかかわらず具体的に介護サービスの利用を拒否したり使わせないような場合には、経済的虐待の疑いが強くなります。

経済的虐待については、他にも介護サービスの利用料や生活費（電気、水道、ガスなど公共料金の支払い）を滞納しがちになったり、経済的な理由で必要な医療や処置を受けていない、資産の状況に比べて衣食住にお金がかけていない、身に覚えのない借金の取立人が訪れる、高価な物品が処分されてしまっている、などの兆候も気を付けて観察します。

しかし、場合によっては、家族が年金を渡してもすぐになくしてしまったり、次々と同じ物を買ってしまって、現金がすぐになくなってしまいうほかに、「盗られた」、「渡してもらっていない」と訴える「物盗られ妄想」の場合も時に見受けられるので、注意も必要です。

早期発見に役立つ12のサイン

サイン
9

高齢者を介護している様子が 乱暴に見える

(心理的虐待、身体的虐待、介護者のサイン)

定義

介護者が高齢者を介護しているとき、無理に起こそうとして手を引っ張ったり、威勢良くおむつを引き抜いたりするなど、不適切と思われることがあります。また、高齢者に対して大声を出したり、乱暴な言葉遣いをしたりすることもあります。乱暴な介護は心理的虐待であり、身体的虐待や事故にもつながるサインとして注意が必要です。

解説

乱暴な扱いであっても介護度の重い高齢者は介護されるままに介護者に身を預け、無抵抗にならざるを得ません。

部外者がいる前でわざわざ乱暴に扱うのは、介護者自身がその状況を通して介護負担や辛い気持ちを懸命にアピールしているというとらえ方もできます。すなわち、介護者自身が発する「SOS」でもあるわけです。介護しなければならぬ使命感や責任感は強くても、実際には介護に疲れ、ストレスを抱えながら介護をしている場合も多く、介護者自身の心のケアが必要です。

「毎日の介護で、大変ですね」などと、介護者に関心を向けて話しかけましょう。気持ちに寄り添って介護負担を減らす方法を提示したり、ねぎらいの言葉をかけたりするなどして信頼関係を築きます。高齢者と介護者のどちらか一方の話だけではわかりませんから、できれば別々に面接の機会を作って心情を聞くことが必要です。

このようなケースでは、高齢者の身体に傷やアザがあることもしばしば見受けられます。介護者の行為に振り回されてしまいがちですが、介護者の乱暴な扱いによって事故が起こらないとも限りません。高齢者の表情や身体的な虐待はないかどうか観察するなど高齢者の保護・安全については十分な注意が必要です。



家族が福祉・保健・介護関係の 担当者を避ける

(世話の放棄・放任、介護者のサイン)

定義

虐待が起きる家庭は社会から孤立していることが多く、人との関係を作れずに、必要な支援をうまく使えない場合があります。「受診や介護が必要なのに」、「もう少しサービスを増やしたほうが良いのに」と思ってもなかなか思うように進みません。訪問しても「結構です」と断られるこのような状況も、虐待のサインとしてとらえます。

解説

介護保険のサービスの調整は、家族を抜きにしては話が進みません。しかし、かかわりを拒否するような家庭では、介護者が独特の価値観による介護をしていて、サービスを受け入れなかったり、高齢者に対して無関心で世話・介護を放棄したりしていることも予測されます。高齢者の安否の確認ができない場合で、生命の危険性が高ければ立入調査を行うこともあります。その後の支援を考えれば、できるだけ介護をする家族に受け入れてもらえるかかわりの方法について吟味しなければなりません。

健康保険料の滞納により保険証が切れていて受診できないという例では、具体的に支払う納付金の金額や納付の計画が立てば、支払の目途がついて保険証を回復させ、受診が可能になることもあります。また、介護保険のサービスについても金額の提示を具体的にすることで利用につながることもあります。一見、行き詰った状態に見えても、高齢者の体調の悪化や介護者の生活の変化などをきっかけにかかわりが持てることもあります。支援者の問題意識が先行しがちですが、あきらめずに見守り、何度か家を訪ね、タイミングを見てかかわることが重要です。



早期発見に役立つ12のサイン

サイン
11

家の中から、家族の怒鳴り声や、 高齢者の悲鳴が聞こえる

(地域のサイン)



定義

地域の住民が、近隣の家の中から聞こえてくる怒鳴り声や悲鳴、物を投げる音などを聞きつけることは、意外と多くみられます。テレビや新聞などで報道される虐待の場合には、児童虐待やDV（配偶者からの暴力）だけに限らず、高齢者虐待についても近所の人から早くからその異変に気付いている場合があります。しかし、「かかわりを持ちたくない」、「あえて通報するほどでもないのでは」ということで躊躇すると、結果として悲惨な状況になってしまいます。

解説

激しい物音、物が割れたり当たったりする音、怒鳴り散らしている声、泣き叫ぶ悲鳴など、高齢者虐待による殺人事件などがあると、必ずといっていいほど近隣が、その兆候を事前にキャッチしています。テレビカメラの前で顔を隠して、「以前から物音がしていた」、「よく悲鳴を聞いた」などと証言をする人がいますが、その段階では手遅れです。インタビューで証言をするくらいであれば、ためらわないで「通報」すべきであるということを法律は定めています。

地域包括支援センターが、各市区町村に設置され、権利擁護事業の一部として高齢者虐待の通報を受け、具体的対応をする機関として位置付けられています。虐待が起こっている疑いであっても通報する努力義務の規定になっており、未然防止のためには早期に対応することが必要です。

ふだんから気軽に声をかけ合うことで、どのようなことに悩み、どのような事態が具体的に起きているのかを当事者から聞きとめることも必要です。介護者も悩んでいます。ともに悩む姿勢でかかわりを作り、話しやすい状況のなかで事実関係を確認するようにします。物の飛び交うような状況では、高齢者に外傷も疑われます。手当ても必要かもしれません。そのような心配りをするすることで、早期発見につなげます。

天気が悪くても、高齢者が長時間外にたたずんでいる

(世話の放棄・放任、地域のサイン)

定義

暑い夏や寒い冬、あるいは雨が降っているにもかかわらず、高齢者が長時間にわたって家の外にいて、その間だれもかかわっていないことがあります。さらに、食べ物を食べていない、排泄の失敗があっても放置されているなどの不適切な状況を見受ける場合もあります。家族によって放置されることが、高齢者の健康上の問題につながるような状況です。

解説

高齢者が外で放置されている状況は、地域の住民が知ることのできる虐待のサインの一つです。その状態が継続するようであれば、何らかの働きかけが必要です。このような場合にこそ、地域での高齢者の見守りの役割が威力を発揮しますので、必ず単独行動するのではなく、チームを作り、具体的な役割分担をしながら、かかわりを作っていくのが適切です。

対応が難しいのは、家族が日常的に仕事で出かけていて、放置しているわけではないというケースもあるので、そのかわりには十分配慮が必要です。

特に、介護サービスやそのほかの介護予防サービスなどが受けられるにもかかわらず、そのようなサービスを一切受けていなかったり、介護支援専門員（ケアマネジャー）のようなかわりを作る人を拒否しているような場合には注意が必要です。

外で放置されているのとは逆に、昼間も窓が閉まっていたり、本来歩いて、あるいは車いすを使って外出できるにもかかわらず、最近見かけなくなった、というような場合も確認が必要です。病院に入院しているかもしれませんが、とりあえず安否を確認するような問いかけはすべきでしょう。地域での見守りに、疑うことを勧めるわけではありませんが、日ごろの安否の確認は、高齢者虐待を早期に発見し、ともに対策を考えるための価値ある行動です。

